

令和 年度

八代市社会教育施設(自治公民館)整備費補助金 要望調査票

校 区 名	校区
町内名・地区名	町内 地区 ・ 区
自治公民館名	公民館 ・ 集会所 ・ センター コミュニティセンター
代表者氏名	Ⓜ
代表者住所	〒 - 八代市
携帯番号等	— —

◎既存建物について

所在地	八代市	番地
構造		
延べ床面積	m ² (坪)	
建築年	昭和・平成・令和	年(年一部改築)

◎新築、増築、全面改築又は中古購入を行うとき (○印または直接記入してください)

建築区分	新築	増築	全面改築	中古購入
既存建物の取り壊し	全部	一部	無し	
建築予定地	八代市	番地		
土地区分	公有地 (市 ・ 町 ・ その他)			私有地
建物構造				
建築床面積	m ²			
建築費	円			
着工年月日	令和 年 月 頃			
完成年月日	令和 年 月 頃			

注)増築には倉庫、物置等は対象となりません。また、全面改築とは、公民館のすべてを建て替える場合とします。

◎修繕等を行うとき

修繕等の内容				
修繕等の理由				
修繕等費	円			
施工年月日	令和 年 月 頃			

◎予算(財源)の内訳について

住民拠出金	円
市補助金	円
その他 ()	円
合計	円

受 付 印

－ 記入にあたって －

1. 補助対象となる施設、事業及び補助金の額について

施設整備の補助対象となる社会教育施設とその対象事業、補助率及び補助金の限度額は次のとおりです。いずれも事業着手年度中にその事業を完了しなければなりません。

(1) 対象施設について

町内住民が地域づくり等の集会その他の社会教育活動を行うための自治公民館施設とします。

(2) 対象事業と補助率、補助限度額について

ア. 新築、増築、全面改築又は中古購入の場合（延床面積（施工面積）50㎡以上）

・補助率：2分の1

・限度額：50㎡～150㎡以内・・・200万円

150㎡を超えるとき・・・300万円

イ. 修繕等の場合（**総事業費20万円以上**）

修繕等とは、修繕又は施設に附帯する工事や備品の購入をいう。

・補助率：2分の1（千円未満端数切捨て）

・限度額：50万円

(3) 注意事項

上記アの場合は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して原則20年間、イの場合は、同様に、**原則3年間**はこの補助金の交付を受けることができません。

2. 既存建物について

現在の自治公民館について、わかる範囲内で結構ですのでご記入下さい。

3. 新築、増築、全面改築又は中古購入を行うとき

- ・増築には倉庫、物置等は対象となりません。（「修繕等」の区分に該当します）
- ・全面改築とは、公民館のすべてを建て替える場合とします。
- ・所在地及び建築予定地については、字名・番地までご記入下さい。
- ・建築床面積、建築費について、確定したものをご提出ください。
- ・業者等からの**見積書写しを添付**してください。

4. 修繕等を行うとき（計画的に修繕するもので、突発修繕は対象外です）

- ・修繕の内容及び理由を簡潔にご記入下さい。
- ・建築床面積、建築費について、確定したものをご提出下さい。
- ・修繕等の具体的な例として、エアコン設置、段差解消、町内放送設備（敷地内）、公共下水道接続工事なども該当します。詳しくは生涯学習課へご相談ください。
- ・業者等からの**見積書写しを添付**して下さい。

5. 予算（財源）の内訳について

今回の施設整備に係る経費の内訳をご記入下さい。

- ・「市補助金」については、上記1の基準によりご記入ください。
- ・「その他」の区分には、町内外からの寄付金や金融機関からの借入金等をご記入ください。

6. この調査票の提出にあたって

今回の調査は、来年度当初予算要求の資料としますが、全てについて予算が確保されるとは限りませんので予めご了承ください。

また、予算が確保されても、申請は来年度4月以降、別様式で提出いただくことになりますので、お手数をおかけしますがよろしく願いいたします。

（注意）補助金の支払いは、業者へ事業費全額を一旦支払った後に請求となります。

【問合せ先】 八代市教育委員会 生涯学習課 電話30-1110 FAX30-1120